

## ニセコ町宿泊税条例施行規則

令和6年3月13日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、ニセコ町宿泊税条例(令和6年ニセコ町条例第1号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(宿泊料金)

第3条 条例第2条第5号に規定する規則で定める金額は、宿泊者が宿泊施設の宿泊に関して支払うべき金額(当該宿泊に対する補助金、助成金その他これらに類するものとして宿泊者以外の者から当該宿泊に関して支払うべき金額を含む。)から次に掲げる額を除いた金額とする。

- (1) 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設(客室を除く。)の利用その他これらに類する行為の対価に相当する額
- (2) 消費税、地方消費税、入湯税その他の税に相当する額
- (3) 立替金その他宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準じるものとして町長が認めるものに相当する額

(課税免除)

第4条 条例第4条第1号に規定する学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加している者とは、当該学校が学校又は学年単位で実施する行事に参加する児童、生徒及びこれらに準ずる者並びにこれらの引率者とする。

(特別徴収義務者の指定の通知)

第5条 町長は、条例第7条第2項の規定による指定をしたときは、宿泊税の特別徴収義務者(以下「特別徴収義務者」という。)に対し、宿泊税特別徴収義務者指定通知書(第1号様式)により通知する。

(特別徴収義務者の申告等)

第6条 条例第8条第1項に規定する申告書は、宿泊税特別徴収義務者申告書(第2号様式)とする。

- 2 町長は、前項の申告書を受理したときは、当該申告書を提出した者に対し、宿泊税特別徴収義務者申告受理通知書(第3号様式)を交付するものとする。

3 条例第8条第2項の規定による申告は、宿泊税特別徴収義務者異動申告書(第4号様式)により行うものとする。

4 条例第8条第3項から第5項までの規定による届出は、宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書(第5号様式)により行うものとする。

(納税管理人の申告等)

第7条 条例第9条第1項の規定による納税管理人に係る申告又は承認申請は、宿泊税納税管理人申告書・承認申請書(第6号様式)により行うものとする。

2 町長は、前項の規定による承認申請があったときは、その承認又は不承認を決定し、宿泊税納税管理人承認・不承認通知書(第7号様式)によりその旨を当該特別徴収義務者に通知する。

3 条例第9条第2項に規定による認定の申請は、宿泊税納税管理人選任免除認定申請書(第8号様式)により、異動の届出は、宿泊税特別徴収義務者異動申告書により行うものとする。

4 町長は、前項の規定による申請があったときは、その認定又は不認定を決定し、宿泊税納税管理人選任免除認定・不認定通知書(第9号様式)によりその旨を当該特別徴収義務者に通知する。

(申告納入の方法)

第8条 条例第10条第1項の規定による宿泊税の申告及び納入は、宿泊税納入申告書(第10号様式)及び宿泊税納入書(第11号様式)により行うものとする。

2 宿泊税の申告及び納入は、宿泊施設ごとに行わなければならない。ただし、複数の宿泊施設を経営し、これを合算して申告及び納入する場合は、宿泊税合算申告納入承認申請書(第12号様式)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項ただし書きの規定による合算申告納入の申請を承認する場合は、宿泊税合算申告納入承認通知書(第13号様式)により申請者に通知する。

(申告期限の特例の要件等)

第9条 条例第10条第2項本文の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 次項の申請書を提出した日の属する月(以下「申請月」という。)の前12か月間(以下「対象期間」という。)における宿泊税の納入すべき金額の合計額が240万円以下であること。

(2) 条例第10条第3項の規定による承認の取消しを受けた者にあつては、当該取消しの日から1年を経過していること。

(3) 対象期間において、宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。

(4) 対象期間において、町税に係る徴収金を滞納していないこと。

(5) 申請月の12か月前の月の初日までに宿泊施設の経営を開始し、かつ、条例第8条第1項の規定による申告をしていること。

(6) 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

2 条例第10条第2項本文の規定による承認を受けようとする者は、宿泊税納入申告書の提出期限等の特例承認申請書(第14号様式)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請があったときは、その承認又は不承認を決定し、宿泊税納入申告書の提出期限等の特例適用者承認・不承認通知書(第15号様式)によりその旨を当該申請者に通知する。

4 町長は、条例第10条第3項の規定による指定の取消しは、宿泊税納入申告書の提出期限等の特例適用者承認取消通知書(第16号様式)により行う。

(更正及び決定の通知等)

第10条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第733条の16第4項の規定による通知は、宿泊税更正・決定通知書(第17号様式)により行うものとする。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請等)

第11条 条例第12条第1項の規定による宿泊税額に相当する額の還付又は宿泊税額の納入義務の免除の申請は、徴収不能額等の還付又は納入義務の免除申請書(第18号様式)に、その理由を証明する書類を添付して行わなければならない。

2 条例第12条第3項の規定による特別徴収義務者への通知は、徴収不能額等の還付又は納入義務の免除決定通知書(第19号様式)により行う。

(帳簿及び書類の電磁的記録による保存等)

第12条 条例第14条又は第15条に規定する関係帳簿、関係書類に係る電磁的記録又は電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムの作成、備付け及び保存をしようとする特別徴収義務者は、この規則に定めるもののほか、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成10年法律第25号)及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則(平成10年大蔵省令第43号。以下「電子帳簿保存法施行規則」という。)の規定の例により、作成、備付け及び保存をしなければならない。

2 条例第14条第3項の規則で定める関係書類は、宿泊税の関係書類のうち、棚卸表、貸借対照表、損益計算書及び計算整理若しくは決算に関して作成されたその他の書類とする。

3 条例第14条第3項の規則で定める装置は、スキャナとする。

4 条例第15条第3項の規則で定める場合は、電子帳簿保存法施行規則第3条第3項の規定に相当する場合とする。

(更正の請求)

第13条 法第20条の9の3第3項に規定する更生請求書は、宿泊税更正請求書(第20号様式)とする。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日(令和6年11月1日)から施行する。ただし、第5条、第6条及び第7条の規定は、公布の日から施行する。

(納入申告書の提出期限の特例に関する経過措置)

2 この規則の施行の日から令和7年10月31日までの間における第9条第1項の規定の適用については、同項第1号中「前12か月間」とあるのは「前3か月間」と、「240万円」とあるのは「60万円」と、同項第5号中「12か月」とあるのは「6か月」と読替える。

(初年度における納入申告書の提出期限等の特例)

3 令和6年11月1日から令和7年2月28日までの間における第8条第1項の規定による申告納入については、特別徴収義務者が条例第10条第1項に規定する申告納入期限までに宿泊税の初年度申告納入期限の特例適用に関する承認申請書(第21号様式)を町長に提出することにより、納入申告書の提出期限及び納入期限を令和7年3月末日とすることができる。

4 町長は、前項の規定による申請を承認したときは、宿泊税の初年度申告納入期限の特例適用に関する承認通知書(第22号様式)によりその旨を当該特別徴収義務者に通知するものとする。

(令和7年度における申告納入期限の特例)

5 条例第10条第2項の規定による指定を受けようとする特別徴収義務者で、第9条第1項第1号及び第5号に規定する要件(附則第2項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)に該当しないものは、令和7年3月1日から令和8年2月28日までの間において徴収すべき宿泊税に係る申告納入に限り、第9条第1項第1号及び第5号に規定する要件に該当するものとみなして条例第10条第2項の指定を受けることができる。この場合において、宿泊税の令

和7年度における申告納入期限の特例に関する申請書（第23号様式）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

- 6 町長は、前項の規定による申請を承認したときは、宿泊税の令和7年度における申告納入期限の特例適用者指定通知書（第24号様式）によりその旨を当該特別徴収義務者に通知するものとする。

## 宿泊税特別徴収義務者指定通知書

年 月 日

様

ニセコ町長

ニセコ町宿泊税条例第7条第2項の規定により、次のとおり宿泊税の特別徴収義務者に指定したので通知します。

指 定 番 号		
特別徴収義務者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名称)	
宿 泊 施 設	所 在 地	
	名 称	
指 定 の 理 由		

※この通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書により処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として（町長が被告の代表者となります）提起することができます。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、前記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

## 宿泊税特別徴収義務者申告書

年 月 日

ニセコ町長様

(特別徴収義務者)

住所(所在地)

氏名(名称)

個人番号(法人番号)

電話番号

ニセコ町宿泊税条例第8条第1項の規定により、宿泊税の特別徴収義務者として次のとおり申告します。

宿泊施設	所在地	〒			
	ふりがな 名称				
	電話番号	( )			
	概 要	延床面積 ㎡	地上 階 地下 階	客室数(棟数)	収容人数
	営業開始(予定)日	年 月 日			
営業許可等	住所(所在地)	〒			
	ふりがな 氏名(名称)				
	電話番号	( )			
	営業種別	ホテル・旅館・簡易宿所・民泊			
	許可(届出)番号				
施設所有者	住所(所在地)	〒			
	ふりがな 氏名(名称)				
	電話番号	( )			
書類送付先	住所(所在地)	〒			
	ふりがな 氏名(名称)				
	電話番号	( )			
備考					

宿泊税特別徴収義務者申告受理通知書

年 月 日

住所（所在地）

氏名（名 称）

様

ニセコ町長

宿泊税特別徴収義務者の申告を受理しましたので、ニセコ町宿泊税条例施行規則第6条第2項の規定により、次のとおり通知します。

指 定 番 号		
特別徴収義務者	住 所 （所在地）	〒
	氏 名 （名 称）	
宿 泊 施 設	所 在 地	〒
	名 称	
備 考		



指 定 番 号

宿泊税特別徴収義務者異動申告書

年 月 日

ニセコ町長様

(特別徴収義務者)

住所(所在地)

氏名(名称)

個人番号(法人番号)

電話番号

宿泊税の特別徴収義務者に係る事項の変更について、ニセコ町宿泊税条例第8条第2項の規定により、次のとおり申告します。

宿泊施設	所在地	〒	
	ふりがな 名 称		
	電話番号	( )	
変 更 日	年 月 日		
変 更 項 目	特別徴収義務者・施設・営業許可等・施設所有者・書類送付先 その他( )		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後	

指 定 番 号	
---------	--

宿泊施設営業休止・再開・廃止届出書	
年 月 日	
ニセコ町長様	
<p>宿泊施設の休止、再開又は廃業について、ニセコ町宿泊税条例第8条第3項から第5項までの規定により、次のとおり届け出ます。</p>	

特別徴収義務者	住 所	〒	
	ふりがな 氏 名		
	個人番号（法人番号）		
	電話番号		(       )
宿泊施設	所 在 地	〒	
	ふりがな 名 称		
	電話番号		(       )
申 告 区 分	<input type="checkbox"/> 休 止 <input type="checkbox"/> 再 開 <input type="checkbox"/> 廃 止		
休 止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 再開日未定		
再開又は廃止の日	年 月 日から		
休止又は廃止の理由			

指 定 番 号

## 宿泊税納税管理人申告書・承認申請書

年 月 日

ニセコ町長様

(特別徴収義務者)

住所(所在地)

氏名(名称)

個人番号(法人番号)

電話番号

宿泊税の納税管理人を定め、又は変更したことについて、ニセコ町宿泊税条例第9条第1項の規定により、次のとおり

申 告	}	します。
承認申請		

区 分	新 納 税 管 理 人	旧 納 税 管 理 人 (変 更 の 場 合)
住所(所在地)	〒	〒
ふりがな 氏名(名称)		
電 話 番 号		
宿 泊 施 設	所 在 地	〒
	ふりがな 名 称	
	電 話 番 号	(       )
承認申請の 場合の理由		

第7号様式（第7条関係）

		指 定 番 号	
宿泊税納税管理人 { 承認 / 不承認 } 通知書			
年 月 日			
(特別徴収義務者) 住所(所在地)			
氏名(名称) 様			
ニセコ町長			
ニセコ町宿泊税条例施行規則第7条第2項の規定により、宿泊税の納税管理人として次のとおり { 承認 / 不承認 } することを決定しましたので通知します。			
特別徴収義務者	住所(所在地)	〒	
	氏名(名称)		
宿泊施設	所在地	〒	
	名称		
申請のあった納税管理人	住所(所在地)		
	氏名(名称)		
不承認の場合の理由			

指 定 番 号	
---------	--

### 宿泊税納税管理人選任免除認定申請書

年 月 日

ニセコ町長様

(特別徴収義務者)

住所(所在地)

氏名(名称)

個人番号(法人番号)

電話番号

宿泊税の納税管理人の選任を要しないことの認定について、ニセコ町宿泊税条例第9条第2項の規定により、次のとおり申請します。

宿泊施設	所在地	
	ふりがな 名 称	
	電話番号	(            )
選任を要しない理由		

指 定 番 号	
---------	--

宿泊税納税管理人選任免除 { 認 定 / 不認定 } 通知書

年 月 日

(特別徴収義務者)

住所 (所在地)

氏名 (名 称)

様

ニセコ町長

ニセコ町宿泊税条例施行規則第7条第4項の規定により、申請のありました納税管理人の選任免

除について、次のとおり { 認 定 / 不認定 } することを決定しましたので通知します。

特別徴収義務者	住 所 (所在地)	〒
	氏 名 (名 称)	
宿泊施設	所 在 地	〒
	名 称	
不認定の場合の理由		

## 宿泊税納入申告書

年 月 日

ニセコ町長様

(特別徴収義務者)

住 所(所在地)

氏 名(名称)

個人番号(法人番号)

電話番号

宿泊税の納入について、ニセコ町宿泊税条例第10条第1項の規定により申告します。

宿泊施設	所在地	ニセコ町字			
名 称					
年 月分	区 分		①宿泊数	②税率	①×②税額
	宿泊料金 (1人1泊)	5,001円未満	泊	100円	円
		5,001円以上20,000円未満	泊	200円	円
		20,000円以上50,000円未満	泊	500円	円
		50,000円以上100,000円未満	泊	1,000円	円
		100,000円以上	泊	2,000円	円
	A 課税対象		泊	納入すべき 金 額	円
	B 課税対象外		泊		
C 総宿泊数(A+B)		泊			
年 月分	区 分		①宿泊数	②税率	①×②税額
	宿泊料金 (1人1泊)	5,001円未満	泊	100円	円
		5,001円以上20,000円未満	泊	200円	円
		20,000円以上50,000円未満	泊	500円	円
		50,000円以上100,000円未満	泊	1,000円	円
		100,000円以上	泊	2,000円	円
	A 課税対象		泊	納入すべき 金 額	円
	B 課税対象外		泊		
C 総宿泊数(A+B)		泊			
年 月分	区 分		①宿泊数	②税率	①×②税額
	宿泊料金 (1人1泊)	5,001円未満	泊	100円	円
		5,001円以上20,000円未満	泊	200円	円
		20,000円以上50,000円未満	泊	500円	円
		50,000円以上100,000円未満	泊	1,000円	円
		100,000円以上	泊	2,000円	円
	A 課税対象		泊	納入すべき 金 額	円
	B 課税対象外		泊		
C 総宿泊数(A+B)		泊			

この申告書は、前月中の宿泊について記載し、毎月末日までに提出してください。ただし、ニセコ町宿泊税条例第10条第2項の規定による承認を受けているときは、3月、6月、9月及び12月の末日までに提出してください。

第11号様式（第8条関係）

北海道ニセコ町	宿泊税納入書 <sup>㊦</sup>
市区町村コード	
013951	

北海道ニセコ町	宿泊税納入済通知書 <sup>㊦</sup>
市区町村コード	
013951	

北海道ニセコ町	宿泊税領収証書 <sup>㊦</sup>
市区町村コード	
013951	

口座番号				加入者名						
				ニセコ町会計管理者						
年度	申告年月	申告区分	指定番号							
		申告更正決定								
納入金額	税額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	延滞金									
	加算金									
	合計額									
納期限		年 月 日								
特別徴収義務者										
住所 (所在地)										
氏名 (名称)										
上記のとおり納入します。										
(納入場所) 北海道信用金庫ニセコ支店 ようてい農業協同組合真狩支所 北海道内の郵便局又はゆうちょ銀行 ニセコ町役場										領 収 日 付 印

(金融機関又はゆうちょ銀行等保管)

この納入書は3枚一組となっておりますので、切り離さず提出してください。

口座番号				加入者名						
				ニセコ町会計管理者						
年度	申告年月	申告区分	指定番号							
		申告更正決定								
納入金額	税額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	延滞金									
	加算金									
	合計額									
納期限		年 月 日								
特別徴収義務者										
住所 (所在地)										
氏名 (名称)										
指定金融機関名										
北海道信用金庫ニセコ支店										領 収 日 付 印
取りまとめ店										
〒047-8794 小樽貯金事務センター										

(ニセコ町保管)

上記のとおり通知します。(受付店→ニセコ町会計管理者)

口座番号				加入者名						
				ニセコ町会計管理者						
年度	申告年月	申告区分	指定番号							
		申告更正決定								
納入金額	税額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	延滞金									
	加算金									
	合計額									
納期限		年 月 日								
特別徴収義務者										
住所 (所在地)										
氏名 (名称)										
上記のとおり領収しました。										
										領 収 日 付 印

(納入者保管)

この領収書は、5年間保存してください。



## 宿泊税合算申告納入承認申請書

年 月 日

ニセコ町長様

(特別徴収義務者)

住所（所在地）

氏名（名称）

個人番号（法人番号）

電話番号

次の施設に係る宿泊税について、合算申告納入の適用を受けたいので、ニセコ町宿泊税条例施行規則第8条第2項の規定により申請します。

合算申告納入の適用希望時期		年 月分（ 月末日納期分）から	
区分	所在地		
	名称	①	②
	指定番号		
	申告納期限の特例	有・無	有・無
区分	所在地		
	名称	③	④
	指定番号		
	申告納期限の特例	有・無	有・無
区分	所在地		
	名称	⑤	⑥
	指定番号		
	申告納期限の特例	有・無	有・無
区分	所在地		
	名称	⑦	⑧
	指定番号		
	申告納期限の特例	有・無	有・無
備考			

宿泊税合算申告納入承認通知書

年 月 日

(特別徴収義務者)

住所（所在地）

氏名（名 称）

様

ニセコ町長

申請のありました宿泊税合算申告納入について承認しましたので、ニセコ町宿泊税条例施行規則第8条第3項の規定により通知します。

特別徴収義務者	住 所 （所在地）	〒
	氏 名 （名 称）	
	合算指定番号	
	適用開始月	年 月分（ 月末日納期分）から
備 考		

		指 定 番 号	
宿泊税納入申告書の提出期限等の特例承認申請書			
		年 月 日	
ニセコ町長 様 （特別徴収義務者） 住所（所在地） 氏名（名称） 個人番号（法人番号） 電話番号			
ニセコ町宿泊税条例第10条第2項の規定による納入申告書の提出期限等の特例について、次のとおり承認を受けたいので申請します。			
宿 泊 施 設	所 在 地	ニセコ町字	
	名 称		
	経営開始年月日	年	月 日
特例の適用を受けようとする税額		年 月分（ 月末日納期分）以後の税額	
対象期間における申告納入すべき宿泊税額の施設ごとの合計額		円	
旅館業法による営業許可日又は住宅宿泊事業法による届出日		年 月 日	許可番号又は届出番号

注1 「対象期間」とは、この申請書を提出する日の属する月の前12か月間をいいます。

2 次のいずれかに該当する場合には、承認を受けることができません。

- (1) ニセコ町宿泊税条例第10条第3項の規定による承認の取消しを受けてから、1年を経過していない場合
- (2) 対象期間において、宿泊税にかかる過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の決定を受けたことがある場合
- (3) 対象期間において、町税又はその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金若しくは滞納処分費の滞納がある場合

		指 定 番 号	
宿泊税納入申告書の提出期限等の特例適用者 { 承 認 / 不承認 } 通知書			
年 月 日			
(特別徴収義務者)			
住所 (所在地)			
氏名 (名 称)		様	
ニセコ町長			
申請のありました宿泊税納入申告書の提出期限等の特例適用について { 承 認 / 不承認 } しましたので、ニセコ町宿泊税条例施行規則第9条第3項の規定により通知します。			
宿 泊 施 設	所 在 地	ニセコ町字	
	名 称		
特例の適用を受ける税額		年 月分 ( 月末日納期分) 以後の税額	
不承認の場合の理由			

※この通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書により処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として（町長が被告の代表者となります）提起することができます。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、前記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

		指 定 番 号	
宿泊税納入申告書の提出期限等の特例適用者承認取消通知書 <div style="text-align: right;">年 月 日</div>			
(特別徴収義務者) 住所(所在地)  氏名(名称) 様  <div style="text-align: right;">ニセコ町長</div>			
ニセコ町宿泊税条例第10条第3項の規定により、次のとおり宿泊税納入申告書の提出期限等の特例承認を取り消したので通知します。			
宿 泊 施 設	所 在 地	ニセコ町字	
	名 称		
特例の適用を 受けないこととなる税額		年 月分（ 月末日納期分）以後の税額	
取消しの理由			

※この通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書により処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として（町長が被告の代表者となります）提起することができます。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、前記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。



	指定番号				
宿泊税 { 更 正 } 通知書 { 決 定 }					
年 月 日					
(特別徴収義務者) 住所 (所在地) 氏名 (名 称)					
様  ニセコ町長					
地方税法第733条の16第1項から第3項までの規定により、次のとおり { 更 正 } { 決 定 } しましたので、同条第4項の規定により通知します。					
宿泊施設	所 在 地	ニセコ町字			
	名 称				
更正・決定の理由					
区 分	更正・決定の額			既に納入の確定 した宿泊税額	差引増減額
	税 率	宿 泊 数	税 額		
年  月分	100 円	泊	円	円	円
	200 円	泊	円	円	円
	500 円	泊	円	円	円
	1,000 円	泊	円	円	円
	2,000 円	泊	円	円	円
小 計	泊	円	円	円	
年  月分	100 円	泊	円	円	円
	200 円	泊	円	円	円
	500 円	泊	円	円	円
	1,000 円	泊	円	円	円
	2,000 円	泊	円	円	円
小 計	泊	円	円	円	
年  月分	100 円	泊	円	円	円
	200 円	泊	円	円	円
	500 円	泊	円	円	円
	1,000 円	泊	円	円	円
	2,000 円	泊	円	円	円
小 計	泊	円	円	円	
この通知により納入すべき宿泊税額					円 ①
加 算 金 額	区 分※	割 合	金 額		
	過・不・重		円 ②		
合計 (①+②)		円	納 期 限	年 月 日	

注 加算金額の区分 ※過：過少申告加算金、不：不申告加算金、重：重加算金

この通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書により処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として（町長が被告の代表者となります）提起することができます。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、前記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

指 定 番 号	
---------	--

徴収不能額等の還付又は納入義務の免除申請書

年 月 日

ニセコ町長様

(特別徴収義務者)

住所(所在地)

氏名(名称)

個人番号(法人番号)

電話番号

宿泊税額に相当する額の還付又は宿泊税額の納入義務の免除について、ニセコ町宿泊税条例第12条第1項の規定により、還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明する書類を添付の上、次のとおり申請します。

宿泊施設	所在地	ニセコ町字					
	名称						
申請の区分		還 付 ・ 納入義務の免除					
還付又は納入義務の免除を受けようとする年月分				年 月分			
納入すべき税額等	税 率	100円	200円	500円	1,000円	2,000円	合計
	宿 泊 数	泊	泊	泊	泊	泊	泊
	税 額	円	円	円	円	円	円
還付・納入義務免除を受けようとする税額等	税 率	100円	200円	500円	1,000円	2,000円	合計
	宿 泊 数	泊	泊	泊	泊	泊	泊
	税 額	円	円	円	円	円	円
申請の理由							



指 定 番 号

## 徴収不能額等の還付又は納入義務の免除決定通知書

年 月 日

(特別徴収義務者)

住所(所在地)

氏名(名称)

様

ニセコ町長

申請のありました宿泊税額に相当する額の還付又は宿泊税額の納入義務の免除について、次のとおり決定したので、ニセコ町宿泊税条例施行規則第11条第2項の規定により通知します。

申請の区分	還 付 ・ 納入義務の免除	
決定の内容	申請額どおり承認する ・ 一部承認する ・ 不承認	
宿泊施設	所在地	〒
	名称	
申請受理日	年 月 日	
申請の年月	年 月分	
申請した税額	円	
還付又は納入義務免除を決定した額	円	
一部承認又は不承認と決定した理由		
備 考		

指 定 番 号

## 宿泊税更正請求書

年 月 日

ニセコ町長様

(特別徴収義務者)

住所(所在地)

氏名(名称)

個人番号(法人番号)

電話番号

宿泊税額の更正について、地方税法第20条の9の3第3項の規定により、次のとおり請求します。

宿泊施設	所在地	ニセコ町字
	名称	
更正の請求の対象		年 月分
更正の請求をする理由 その他参考となる事項		

## 更正の請求内容詳細

更正の請求前	区分		①宿泊数	②税率	①×②税額
	宿泊料金 (1人1泊)	5,001円未満		泊	100円
5,001円以上20,000円未満		泊	200円	円	
20,000円以上50,000円未満		泊	500円	円	
50,000円以上100,000円未満		泊	1,000円	円	
100,000円以上		泊	2,000円	円	
A 課税対象			泊	納入すべき 金額	円
B 課税対象外			泊		
C 総宿泊数(A+B)			泊		
更正の請求後	区分		①宿泊数	②税率	①×②税額
	宿泊料金 (1人1泊)	5,001円未満		泊	100円
5,001円以上20,000円未満		泊	200円	円	
20,000円以上50,000円未満		泊	500円	円	
50,000円以上100,000円未満		泊	1,000円	円	
100,000円以上		泊	2,000円	円	
A 課税対象			泊	納入すべき 金額	円
B 課税対象外			泊		
C 総宿泊数(A+B)			泊		

この請求書は請求の対象月ごとに作成が必要です。請求対象が複数の月に及ぶ場合は、対象となる月ごとに本書を作成してください。更正の請求内容詳細欄の記入方法は、宿泊税納入申告書（第10号様式）と同じです。「更正の請求前」の欄には既に申告済みの内容を記載してください。

指 定 番 号

宿泊税の初年度申告納入期限の特例適用に関する承認申請書

年 月 日

ニセコ町長様

(特別徴収義務者)  
 住所(所在地)  
 氏名(名称)  
 個人番号(法人番号)  
 電話番号

ニセコ町宿泊税条例施行規則附則第3項の規定による、ニセコ町宿泊税の初年度申告納入期限に関する特例の適用を受けたいので、次のとおり申請します。

宿 泊 施 設	所 在 地	ニセコ町字	
	名 称		
特例の適用を 受けようとする月 (適用を希望する月に○)			令和6年11月分(令和6年12月末日納期分)
			令和6年12月分(令和7年1月末日納期分)
			令和7年1月分(令和7年2月末日納期分)
上記の枠内に○を付けた月の分について、令和7年3月末日までに申告納入します。			

指 定 番 号

宿泊税の初年度申告納入期限の特例適用に関する承認通知書

年 月 日

（特別徴収義務者）

住所（所在地）

氏名（名 称）

様

ニセコ町長

申請のありました宿泊税の初年度申告納入期限の特例適用について、次のとおり承認しましたので、ニセコ町宿泊税条例施行規則附則第4項の規定により通知します。

宿 泊 施 設	所 在 地	ニセコ町字
	名 称	
特例の適用を承認する月		

指 定 番 号

宿泊税の令和7年度における申告納入期限の特例に関する申請書

年 月 日

ニセコ町長様

（特別徴収義務者）

住所（所在地）

氏名（名称）

個人番号（法人番号）

電話番号

ニセコ町宿泊税条例施行規則附則第5項の規定による納入申告書の提出期限等の特例について、次のとおり承認を受けたいので申請します。

宿 泊 施 設	所 在 地	ニセコ町字
	名 称	
	経営開始年月日	年 月 日
特例の適用を受けようとする税額		年 月分（ 月末日納期分）以後の税額

		指 定 番 号	
宿泊税の令和7年度における申告納入期限の特例適用者指定通知書 <div style="text-align: right;">年 月 日</div>			
(特別徴収義務者) 住所(所在地)  氏名(名称) <span style="float: right;">様</span>  <div style="text-align: right;">ニセコ町長</div>			
申請のありました宿泊税納入申告書の提出期限等の特例適用について承認しましたので、ニセコ町宿泊税 条例施行規則附則第6項の規定により通知します。			
宿 泊 施 設	所 在 地	ニセコ町字	
	名 称		
特例の適用を 受ける税額		年 月分( 月末日納期分) 以後の税額	
備 考			

※この通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書により処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として（町長が被告の代表者となります）提起することができます。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、前記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。